

○静岡県警察の組織に関する訓令

(平成13年3月30日静岡県警察本部訓令第8号)

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 参事官の職務分担等(第2条―第5条)
- 第3章 内部組織(第6条―第11条)
- 第4章 職制(第12条―第42条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第99条の規定に基づき、静岡県警察の組織に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 参事官の職務分担等

(参事官の職務分担)

第2条 総務部に置かれる規則第4条第1項に規定する参事官（以下単に「参事官」という。）で規則第58条第1項に規定する課長（以下「県本部の課長」という。）を兼ねないものは、規則第10条第1項各号及び規則第11条各号に掲げる事務を総括整理する。

2 警務部に置かれる参事官で規則第5条第1項に規定する首席監察官を兼ねるものは、規則第19条第1項第1号に掲げる事務を総括整理する。

3 生活安全部に置かれる参事官で県本部の課長を兼ねないものは、規則第21条各号に掲げる事務のうち規則第40条第1項第4号に規定する詐欺の抑止に関する事務又は規則第22条第1号から第6号までに掲げる事務を総括整理する。

4 刑事部に置かれる参事官で県本部の課長を兼ねないものは、規則第33条第1項各号、規則第34条各号、規則第35条各号、規則第35条の2各号、規則第36条各号、規則第37条各号及び規則第38条各号に掲げる事務を総括整理する。

(管理官等の名称)

第3条 規則第61条第1項に規定する管理官（規則第7条第1項、規則第14条第1項、規則第20条第1項、規則第26条、規則第31条第1項及び第2項、規則第43条第1項並びに規則第51条第1項に規定する課（以下「県本部の課」という。）に置かれるものに限る。）並びに第13条第1項に規定する上席課長補佐及び対策官並びに第14条第1項に規定する課長補佐の名称には、その担当する事務の名称を冠することができる。

(担当次長を置く警察署等)

第4条 規則第93条第1項に規定する担当次長を置く警察署、同項の分庁舎の名称及び位置並びに当該分庁舎が事務を取り扱う区域を、別表第1のとおり定める。

(地域官等及び会計官の所掌事務)

第5条 規則第94条第1項に規定する地域官等又は会計官を置く警察署、当該警察署に置く地域官等又は会計官及びこれらの所掌事務を、別表第2のとおり定める。

第3章 内部組織

(支隊)

第6条 規則第31条第1項に規定する機動捜査隊、規則第43条第1項に規定する交通機動隊及び規則第72条第1項に規定する自動車警ら隊（以下単に「自動車警ら隊」という。）に、支隊を置く。

2 支隊の名称、位置及び主な活動区域を、別表第3のとおり定める。

(分駐隊)

第7条 規則第43条第1項に規定する高速道路交通警察隊及び規則第72条第1項に規定する鉄道警察隊（以下単に「鉄道警察隊」という。）に、分駐隊を置く。

2 高速道路交通警察隊に置く分駐隊の名称、位置及び主な活動区域を、別表第4のとおり定める。

3 鉄道警察隊に置く分駐隊の名称、位置及び主な活動区域を、別表第5のとおり定める。

(科)

第8条 規則第31条第1項に規定する科学捜査研究所に、科を置く。

(警察学校の分課)

第9条 警察学校の課の名称及び所掌事務を、別表第6のとおり定める。

(警察署の分課)

第10条 警察署の課の名称及び所掌事務を、別表第7のとおり定める。

(係等)

第11条 規則第58条第4項に規定する課等並びに規則第76条及び規則第78条に規定する庶務課（以下「市警察部の庶務課」という。）に、係を置くことができる。

2 規則第51条第1項に規定する機動隊に、小隊を置くことができる。

3 規則第69条第1項に規定する警察音楽隊（以下単に「警察音楽隊」という。）、自動車警ら隊、鉄道警察隊及び規則第73条の2第1項に規定する航空隊（以下単に「航空隊」という。）に、係を置くことができる。

4 規則第70条第1項に規定する国際センター、規則第71条第1項に規定する少年サポートセンター、規則第72条の2第1項に規定する照会センター、規則第73条第1項に規定する放置駐車対策センター及び交通反則通告センター、同条第4項に規定する交通管制センター並びに同条第6項各号に掲げる運転免許センター（以下これらを「センター」という。）に、係を置くことができる。

5 支隊、分駐隊、警察学校の課及び警察署の課に、係を置くことができる。

第4章 職制

(本部長秘書官)

第12条 規則第7条第1項に規定する総務課に、本部長秘書官を置く。

2 本部長秘書官には、警視をもって充てる。

3 本部長秘書官は、命を受け、規則第8条第1項第3号に掲げる事務のうち本部長に関する秘書的業務をつかさどる。

(上席課長補佐等)

第13条 県本部の課、市警察部の庶務課、警察音楽隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、航空隊、センター及び市警察部の庶務課に、上席課長補佐又は対策官を置くことができる。

2 上席課長補佐及び対策官には、警部をもって充てる。

3 上席課長補佐及び対策官は、命を受け、次条第1項に規定する課長補佐の事務を整理し、県本部の課、警察音楽隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、航空隊、センター又は市警察部の庶務課の事務のうち重要事項に係る県本部の課長、規則第74条第1項に規定する隊長、同条第2項に規定する管理官又は規則第80条第1項に規定する課長の職務遂行について県本部の課長、規則第74条第1項に規定する隊長、同条第2項に規定する管理官又は規則第80条第1項に規定する課長を補佐する。

(課長補佐)

第14条 県本部の課、警察音楽隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、航空隊、センター及び市警察部の庶務課に、課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐には、警部又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 課長補佐は、命を受け、県本部の課長、規則第74条第1項に規定する隊長、同条第2項に規定する管理官又は規則第80条第1項に規定する課長の職務遂行について県本部の課長、規則第74条第1項に規定する隊長、同条第2項に規定する管理官又は規則第80条第1項に規定する課長を補佐する。

(通信副指令官)

第15条 規則第26条に規定する通信指令課に、通信副指令官を置くことができる。

2 通信副指令官には、警部をもって充てる。

3 通信副指令官は、命を受け、規則第28条第1号から第3号までに掲げる事務を助ける。

(上席隊長補佐)

第16条 規則第31条第1項、規則第43条第1項及び規則第51条第1項に規定する隊（以下「機動捜査隊等」という。）に、上席隊長補佐を置くことができる。

2 上席隊長補佐には、警部をもって充てる。

3 上席隊長補佐は、命を受け、次条第1項に規定する隊長補佐の事務を整理し、規則第31条第1項、規則第43条第1項又は規則第51条第1項に規定する隊の事務のうち重要事項に係る規則第58条第2項に規定する隊長（以下「機動捜査隊長等」という。）の職務遂行について機動捜査隊長等を補佐する。

(隊長補佐)

第17条 機動捜査隊等に、隊長補佐を置くことができる。

2 隊長補佐には、警部をもって充てる。

3 隊長補佐は、命を受け、機動捜査隊長等の職務遂行について機動捜査隊長等を補佐する。

(支隊長等)

第18条 支隊に、支隊長を置く。

2 分駐隊に、分駐隊長を置く。

3 支隊長及び分駐隊長には、警部又は警部補をもって充てる。

4 支隊長及び分駐隊長は、命を受け、支隊又は分駐隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(科長及び専門研究員)

第19条 科に、科長又は専門研究員を置くことができる。

2 科長及び専門研究員には、警察行政職員をもって充てる。

3 科長は、命を受け、科の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

4 専門研究員は、命を受け、その置かれる科の所掌事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに研究に参画する。

(上席研究員、主任研究員及び研究員)

第20条 科に、上席研究員、主任研究員又は研究員を置くことができる。

2 上席研究員、主任研究員及び研究員には、警察行政職員をもって充てる。

3 上席研究員は、命を受け、主任研究員及び研究員の行う犯罪捜査に関する鑑定及び検査並びにこれらに関する研究を整理し、並びに犯罪捜査に関する鑑定及び検査並びにこれらに関する研究に当たる。

4 主任研究員及び研究員は、犯罪捜査に関する鑑定及び検査並びにこれらに関する研究に当たる。

(警察音楽隊等の副隊長)

第21条 警察音楽隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊及び航空隊に、副隊長を置くことができる。

2 副隊長には、警視若しくは警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 副隊長は、命を受け、規則第74条第1項に規定する隊長を助け、警察音楽隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊又は航空隊の事務を整理し、部下の職員を指揮監督する。

(運転免許試験監)

第22条 規則第73条第6項各号に掲げる運転免許センターに、運転免許試験監を置くことができる。

2 運転免許試験監には、警部補と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 運転免許試験監は、命を受け、運転免許試験及び運転免許に係る講習の事務に関する専門的事項に従事する。

(警察学校の課長)

第23条 警察学校の課に、課長を置く。

2 課長には、警部又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 課長は、命を受け、警察学校の課の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
(警察署の課長)

第24条 警察署の課に、課長を置く。

2 課長には、警部若しくは警部補又は警視若しくは警部と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 課長は、命を受け、警察署の課の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
(主任主幹)

第25条 警察署の課に、主任主幹を置くことができる。

2 主任主幹には、警部と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 主任主幹は、命を受け、警察署の課の事務のうち特定の事務を掌理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(主幹等)

第26条 県本部の課、機動捜査隊等、警察音楽隊、航空隊、センター、市警察部の庶務課、警察学校の課及び警察署の課に、主幹又は副主幹を置くことができる。

2 主幹及び副主幹には、警部又は警部補と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 主幹及び副主幹は、命を受け、県本部の課、機動捜査隊等、警察音楽隊、航空隊、センター、市警察部の庶務課、警察学校の課又は警察署の課の事務のうち重要事項に係るものを処理する。

(専門官)

第27条 県本部の課、機動捜査隊等、警察音楽隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、航空隊、センター、市警察部の庶務課及び警察学校の課に、専門官を置くことができる。

2 専門官には、警部補又は警部若しくは警部補と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 専門官は、命を受け、県本部の課、機動捜査隊等、警察音楽隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、航空隊、センター、市警察部の庶務課又は警察学校の課の事務のうち特定の事項に係るものを処理する。

(課長代理)

第28条 警察署の課に、課長代理を置くことができる。

2 課長代理には、警部補又は警部若しくは警部補と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 課長代理は、命を受け、警察署の課の事務のうち特定の事項に係るものを処理する。
(指導上席係長)

第29条 係に、指導上席係長を置くことができる。

2 指導上席係長には、警部補をもって充てる。

3 指導上席係長は、命を受け、係の事務を掌理し、次条第1項に規定する上席係長、第31条第1項に規定する係長その他部下の職員を指揮監督する。

(上席係長)

第30条 係に、上席係長を置くことができる。

2 上席係長には、警部補をもって充てる。

3 上席係長は、命を受け、係の事務を掌理し、次条第1項に規定する係長その他部下の職員を指揮監督する。

(係長)

第31条 係に、係長を置くことができる。

2 係長には、警部補又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 係長は、命を受け、係の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(小隊長)

第32条 小隊に、小隊長を置く。

2 小隊長には、警部補をもって充てる。

3 小隊長は、命を受け、小隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(主査)

第33条 係に、主査を置くことができる。

2 主査には、警部補と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 主査は、命を受け、係の事務のうち重要事項に係るものを処理する。

(主任等)

第34条 係に、主任又は主任主事を置くことができる。

2 主任及び主任主事には、巡査部長又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 主任及び主任主事は、命を受け、係の事務のうち特定の事項に係るものを処理する。

(巡査長)

第35条 係に、巡査長を置くことができる。

2 巡査長は、命を受け、係の事務を処理し、及び静岡県警察の巡査長に関する訓令(昭和42年県本部訓令第15号)第3条各号に掲げる職務を行う。

(係員)

第36条 係に、係員を置くことができる。

2 係員には、巡査又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 係員は、命を受け、係の事務を処理する。

(主事等)

第37条 前条第2項に規定する警察行政職員は、主事又は書記とする。

2 主事及び書記には、巡査と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 主事及び書記は、命を受け、係の事務を処理する。

(交番所長)

第38条 交番に、交番所長を置くことができる。

2 交番所長には、警部補又は巡査部長をもって充てる。

3 交番所長は、命を受け、交番の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(交番に置く職)

第39条 交番に、指導上席係長、上席係長、係長、主任、巡査長又は係員を置くことができる。

2 指導上席係長、上席係長及び係長には、警部補をもって充てる。

3 主任には、巡査部長をもって充てる。

4 係員には、巡査をもって充てる。

5 指導上席係長は、命を受け、交番の事務を掌理し、上席係長、係長その他部下の職員を指揮監督する。

6 上席係長は、命を受け、交番の事務を掌理し、係長その他部下の職員を指揮監督する。

7 係長は、命を受け、交番の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

8 主任は、命を受け、交番の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

9 巡査長は、命を受け、交番の事務を処理し、及び静岡県警察の巡査長に関する訓令第3条各号に掲げる職務を行う。

10 係員は、命を受け、交番の事務を処理する。

(駐在所等に置く職)

第40条 前条の規定は、駐在所及び警備派出所に置く職について準用する。

(少年警察補導員)

第41条 規則第20条第1項に規定する人身安全少年課、規則第71条第1項に規定する少年サポートセンターその他必要と認める県本部の課及び警察署に、少年警察補導員を置くことができる。

2 少年警察補導員は、警察行政職員のうちから本部長が命ずるものとする。

(交通巡視員)

第42条 規則第43条第1項に規定する課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊、規則第73条第1項に規定する放置駐車対策センター及び交通反則通告センター、同条第6項各号に掲げる運転免許センターその他必要と認める県本部の課及び警察署に、交通巡視員を置くことができる。

2 交通巡視員は、警察行政職員のうちから本部長が命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

(既存訓令の廃止)

2 静岡県警察学校課別組織に関する訓令(平成9年県本部訓令第8号)及び静岡県警察署課別組織に関する訓令(昭和34年県本部訓令第7号)は、廃止する。

附 則(平成14年3月15日県本部訓令第5号)

この訓令は、平成14年3月20日から施行する。

附 則(平成14年8月16日県本部訓令第20号)

この訓令は、平成14年8月16日から施行する。

附 則(平成15年3月11日県本部訓令第7号)

この訓令は、平成15年3月11日から施行する。ただし、別表4から別表8までの改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日県本部訓令第13号)

この訓令は、平成16年3月26日から施行する。

附 則(平成17年3月25日県本部訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月27日県本部訓令第21号)

この訓令中第1条の規定は平成17年7月1日から、第2条の規定は同年10月11日から施行する。

附 則(平成18年3月28日県本部訓令第8号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日県本部訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日県本部訓令第8号)

この訓令中第1条の規定は平成20年3月25日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月19日県本部訓令第32号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年7月30日県本部訓令第38号)

この訓令は、平成20年8月28日から施行する。

附 則(平成20年10月10日県本部訓令第45号)

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年3月2日県本部訓令第5号)

この訓令は、平成21年3月23日から施行する。ただし、第4条及び別表第5の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月23日県本部訓令第41号)

この訓令は、平成21年8月25日から施行する。

附 則(平成22年2月25日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成22年3月24日から施行する。ただし、別表第5中新居警察署の名称変更に伴う改正は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成22年7月28日県本部訓令第38号)

この訓令は、平成22年8月27日から施行する。

附 則(平成23年2月24日県本部訓令第3号)

この訓令中第1条の規定は平成23年3月17日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月4日県本部訓令第25号)

この訓令は、平成23年8月26日から施行する。

附 則(平成24年3月16日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。ただし、別表第3の改正は、平成24年4月14日から施行する。

附 則(平成25年3月7日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月30日県本部訓令第1号)

この訓令は、平成26年2月11日から施行する。

附 則(平成26年3月14日県本部訓令第3号)

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則(平成27年3月6日県本部訓令第5号)

この訓令中第1条の規定は平成27年3月16日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月28日県本部訓令第3号)

この訓令は、平成28年2月13日から施行する。

附 則(平成28年3月11日県本部訓令第7号)

この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

附 則(平成29年3月16日県本部訓令第8号)

この訓令は、平成29年3月29日から施行する。ただし、第19条を削る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月23日県本部訓令第21号)

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日県本部訓令第3号)

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則(平成31年2月21日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成31年3月10日から施行する。

附 則(平成31年3月12日県本部訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1中人身安全対策課の項及び警備課の項の改正、交通企画課の項を削る改正並びに別表第2の改正は、平成31年3月18日から施行する。

附 則(令和元年7月31日県本部訓令第4号)

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日県本部訓令第7号)

この訓令は、令和2年3月27日から施行する。

附 則(令和3年3月16日県本部訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月10日から施行する。

附 則(令和3年3月19日県本部訓令第6号)

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。ただし、別表第1中袋井警察署の項の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月7日県本部訓令第18号)

この訓令は、令和3年9月7日から施行する。

附 則(令和4年3月22日県本部訓令第11号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則(令和5年3月14日県本部訓令第10号)

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

附 則(令和5年8月22日県本部訓令第43号)

この訓令は、令和5年8月28日から施行する。

附 則(令和5年8月29日県本部訓令第44号)

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則(令和5年12月15日県本部訓令第49号)

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和6年3月18日県本部訓令第4号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

警察署	名称	位置	分庁舎が事務を取り扱う区域
下田警察署	下田警察署 松崎分庁舎	賀茂郡松崎町	松崎所在地及び堂ヶ島交番並びに安良里警察官駐在所、石部警察官駐在所、岩科警察官駐在所、宇久須警察官駐在所及び田子警察官駐在所の所管区域
清水警察署	清水警察署 蒲原分庁舎	静岡市清水区	新蒲原駅前交番及び由比交番の所管区域
袋井警察署	袋井警察署 森分庁舎	周智郡森町	森所在地並びに天方警察官駐在所及び一宮警察官駐在所の所管区域
天竜警察署	天竜警察署 水窪分庁舎	浜松市天竜区	水窪所在地、浦川交番及び佐久間交番並びに城西警察官駐在所、西浦警察官駐在所及び山香警察官駐在所の所管区域

別表第2(第5条関係)

警察署	職名	所掌事務
沼津警察署 静岡中央警察署	地域官	規則第26条に規定する課の所掌事務(以下「地域部関係事務」という。)
	刑事官	規則第20条第1項に規定する課の所掌事務(以下「生活安全部関係事務」という。)並びに規則第31条第1項及び第2項に規定する課及び所の所掌事務(以下「刑事部関係事務」という。)
	交通官	規則第43条第1項に規定する課の所掌事務(以下「交通部関係事務」という。)
	会計官	規則第7条第1項に規定する会計課の所掌事務(規則第10条第1項第4号に掲げる事務を除く。)、規則第7条第1項に規定する施設課の所掌事務及び規則第14条第1項に規定する警務課の所掌事務(規則第15条第1項第3号に掲げる事務のうち職員の給与に関する事務に限る。)(以下「会計課等関係事務」という。)
富士警察署 清水警察署 静岡南警察署 浜松東警察署 浜松中央警察署	刑事官	生活安全部関係事務及び刑事部関係事務
	地域交通官	地域部関係事務及び交通部関係事務
	会計官	会計課等関係事務

備考 所掌事務には、部の事務の総合調整に関する事務等専ら県本部において処理される事務を含まない。

別表第3(第6条関係)

名称	位置		主な活動区域
東部支隊	機動捜査隊 交通機動隊	沼津市	下田警察署、伊豆中央警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署及び富士宮警察署(以下「東部方面各警察署」という。)の管轄区域内
	自動車警ら隊	裾野市	
中部支隊	静岡市		清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署及び牧之原警察署(以下「中部方面各警察署」という。)の管轄区域内
西部支隊	磐田市		菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署、細江警察署及び湖西警察署(以下「西部方面各警察署」という。)の管轄区域内

別表第4(第7条関係)

高速道路交通警察隊の分駐隊の表

名称	位置	主な活動区域
長泉分駐隊	駿東郡 長泉町	1 新東名高速道路(高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線をいう。以下同じ。) 新東名高速道路新御殿場インターチェンジ(御殿場市六日市場)から新東名高速道路海老名起点99.6キロポスト(静岡市清水区宍原)までの区間
		2 一般国道1号東駿河湾環状道路 田方郡函南町塚本312番地の9から沼津市岡宮字上松沢1397番地1までの区間
		3 一般国道138号東富士五湖道路 一般国道138号東富士五湖道路富士吉田起点13.85キロポスト(山梨県境)から駿東郡小山町須走字滝之台350番地2までの区間
		4 一般国道138号須走道路 駿東郡小山町須走字滝之台350番2から御殿場市水土野字長尾平109番1までの区間
		5 一般国道138号御殿場バイパス 御殿場市水土野字長尾平109番1から御殿場市中畑字東村1063番5までの区間及び一般国道138号御殿場バイパス仁杉ジャンクション(御殿場市仁杉)から御殿場市柴怒田字三枚畑90番2までの区間

沼津分駐隊	沼津市	<p>1 東名高速道路（高速自動車国道第一東海自動車道をいう。以下同じ。） 東名高速道路東京起点上り線73.3キロポスト（上り線神奈川県境）及び下り線72.9キロポスト（下り線神奈川県境）からそれぞれ東京起点130.7キロポスト（静岡市清水区蒲原）までの区間</p> <p>2 一般国道139号西富士道路 富士市伝法字西平2511番6から富士宮市小泉字代官屋敷2148番地1までの区間</p>
新静岡分駐隊	静岡市	<p>1 新東名高速道路 新東名高速道路海老名起点99.6キロポスト（静岡市清水区宍原）から同158.0キロポスト（掛川市倉真）までの区間及び東名高速道路清水ジャンクション起点2.2キロポスト（静岡市清水区山切）から新東名高速道路新清水ジャンクション（静岡市清水区吉原）までの区間</p> <p>2 中部横断自動車道（高速自動車国道中部横断自動車道をいう。以下同じ。） 新東名高速道路新清水ジャンクション（静岡市清水区吉原）から中部横断自動車道新清水ジャンクション起点11.5キロポスト（山梨県境）までの区間</p> <p>3 県道74号山脇大谷線 静岡市葵区下1212番1から静岡市葵区豊地5番地23までの区間</p> <p>4 一般国道1号藤枝岡部IC関連 藤枝市仮宿字新屋1494番地3から藤枝市岡部町入野字南山59番地1までの区間</p>
静岡分駐隊	静岡市	<p>1 東名高速道路 東名高速道路東京起点130.7キロポスト（静岡市清水区蒲原）から同197.3キロポスト（菊川市牛渕）までの区間</p> <p>2 新東名高速道路 東名高速道路清水ジャンクション（静岡市清水区草ヶ谷）から同起点2.2キロポスト（静岡市清水区山切）までの区間</p>
浜北分駐隊	浜松市	<p>1 新東名高速道路 新東名高速道路海老名起点158.0キロポスト（掛川市倉真）から同200.1キロポスト（愛知県境）までの区間及び東名高速道路三ヶ日ジャンクション（浜松市浜名区三ヶ日町福長）から新東名高速道路浜松いなさジャンクション（浜松市浜名区引佐町東黒田）までの区間</p> <p>2 一般国道474号三遠南信自動車道 浜松市浜名区引佐町渋川字柳ウツ1047番1の3の1（愛知県境）から浜松市浜名区引佐町東黒田字桑田263番3までの区間</p>

浜松分駐隊	浜松市	東名高速道路東京起点197.3キロポスト（菊川市牛淵）から同258.4キロポスト（愛知県境）までの区間
-------	-----	---

別表第5（第7条関係）

鉄道警察隊の分駐隊の表

名称	位置	主な活動区域
沼津分駐隊	沼津市	東部方面各警察署の管轄区域内の鉄道施設
静岡分駐隊	静岡市	中部方面各警察署の管轄区域内の鉄道施設
浜松分駐隊	浜松市	西部方面各警察署の管轄区域内の鉄道施設

別表第6（第9条関係）

名称	所掌事務
庶務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の管守に関する事。 2 公文書類の接受及び発送に関する事。 3 物品の管理に関する事。 4 人事及び給与に関する事。 5 福利厚生に関する事。 6 予算及び会計に関する事。 7 物品の管理に関する事。 8 施設の営繕に関する事。 9 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない事。
教務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生の教育訓練の実施計画に関する事。 2 学生の成績考査、卒業並びにこれらに関する記録の調製及び保管に関する事。
指導統括課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生の教育訓練に関する連絡調整に関する事。 2 採用時教養学生の規律及び生活指導に関する事務に従事する職員 その他学生の教育訓練に従事する職員の支援に関する事。
学生課	採用時教養学生の規律及び生活指導に関する事。
現任教養課	<ol style="list-style-type: none"> 1 採用時教養学生以外の学生の教育訓練に関する事。 2 採用時教養学生以外の学生の規律及び生活指導に関する事。
術科教養課	柔道、剣道、逮捕術及び救急法並びに体育に関する教育訓練に関する事。

別表第7(第10条関係)

警察署	課	所掌事務
沼津警察署 富士警察署	警務課	規則第7条第1項に規定する総務課及び広報課の所掌事務、同項に規定する会計課の所掌事務（規則第10条第1項第4号に掲げる事務に限る。）並びに規則第14条第1項に規定する課の所掌事務（規則第15条第1項第3号に掲げる事務のうち職員の給与に関する事務を除く。）（以下「警務部等関係事務」という。）
清水警察署	留置管理課	規則第7条第1項に規定する留置管理課の所掌事務（以下「留置管理課関係事務」という。）
静岡中央警察署	会計課	会計課等関係事務
	生活安全課	生活安全部関係事務
	地域課	地域部関係事務
静岡南警察署	地域課	地域部関係事務
浜松東警察署	刑事第一課	刑事部関係事務から規則第31条第1項に規定する捜査第二課の所掌事務及び同条第2項に規定する課の所掌事務を除いたもの
浜松中央警察署	刑事第二課	規則第31条第1項に規定する捜査第二課の所掌事務及び同条第2項に規定する課の所掌事務
	交通課	交通部関係事務
	警備課	規則第51条第1項に規定する課の所掌事務（以下「警備部関係事務」という。）
	警務課	警務部等関係事務
三島警察署 磐田警察署	留置管理課	留置管理課関係事務
	会計課	会計課等関係事務
	生活安全課	生活安全部関係事務
	地域課	地域部関係事務
	刑事課	刑事部関係事務
	交通課	交通部関係事務
	警備課	警備部関係事務
下田警察署 伊豆中央警察署 伊東警察署 熱海警察署 裾野警察署 御殿場警察署 富士宮警察署 藤枝警察署 焼津警察署 島田警察署	警務課	警務部等関係事務及び留置管理課関係事務
	会計課	会計課等関係事務
	生活安全課	生活安全部関係事務
	地域課	地域部関係事務

牧之原警察署 菊川警察署 掛川警察署 袋井警察署 浜北警察署 浜松西警察署 湖西警察署	刑事課	刑事部関係事務
	交通課	交通部関係事務
	警備課	警備部関係事務
細江警察署	警務課	警務部等関係事務及び留置管理課関係事務
	会計課	会計課等関係事務
	生活安全課	生活安全部関係事務
	地域交通課	地域部関係事務及び交通部関係事務
	刑事課	刑事部関係事務
	警備課	警備部関係事務
天竜警察署	警務課	警務部等関係事務及び留置管理課関係事務
	会計課	会計課等関係事務
	地域交通課	地域部関係事務及び交通部関係事務
	刑事生活安全課	刑事部関係事務及び生活安全部関係事務
	警備課	警備部関係事務

備考 所掌事務には、部の事務の総合調整に関する事務等専ら県本部において処理される事務を含まない。